

資料④

介護予防支援原案作成委託料について

介護予防支援原案作成委託料について

(1) 改定前の介護報酬及び原案作成委託料

令和6年(2024年)4月健康づくり課作成 資料④

	単位数	地域区分 単価	①介護報酬額 (②+③)	②原案作成委託料	③地域包括支援 センター分
基本報酬	438単位	10.7	4,686円	3,750円	936円
初回加算	300単位	10.7	3,210円	2,500円	710円

※ 原案作成委託料の基本額については、介護報酬額の約80%

※ 初回加算については、介護報酬の約80%

(2) 改定後の介護報酬

	単位数	地域区分 単価	介護報酬額	原案作成委託料	地域包括支援 センター分
基本報酬	442単位	10.7	4,729円	3,785円	944円
	438単位	10.7	4,686円	3,750円	936円
	434単位	10.7	4,643円	3,715円	928円
	438単位	10.7	4,686円	3,750円	936円
初回加算	300単位	10.7	3,210円	2,500円	710円

介護報酬額は・・・
単位数×地域区分単価

(※1) 高齢者虐待防止措置未実施減算あり
(※2) 高齢者虐待防止措置未実施減算
・業務継続計画未策定減算ともにより
(※3) 業務継続計画未策定減算あり

(3) 原案作成委託料見直しの観点

- ①基本報酬額、初回加算分とも、改定前の割合(約80%)と同じ約80%で算定
- ②委託連携加算分については、居宅介護支援事業者が、地域包括支援センターから委託を受けやすくするための加算であることから、地域包括支援センターの報酬額は0円とする。

(4) 見直し内容

①基本報酬

よって、原案作成委託料は

介護報酬額4,729円の約80%	(※1)(※3)につき、 介護報酬額4,686円の約80%	(※2)につき、 介護報酬額4,643円の約80%
3,785円	3,750円	3,715円
(3,441円+消費税344円)	(3,409円+消費税341円)	(3,378円+消費税337円)

②初回加算

介護報酬額3,210円の約80%(百円未満切り捨て)
2,500円 (改定前と同じ)
(2,273円+消費税227円)

	単位数	地域区分 単価	①介護報酬額 (②+③)	改定差額分 ①-②	②原案作成 委託料	差額 (②-①)	③地域包括 支援センター分	差額 (③-②)
基本報酬	442単位	10.7	4,729円	43円	3,785円	35円	944円	8円
	438単位	10.7	4,686円	—	3,750円	—	936円	—
	434単位	10.7	4,643円	—	3,715円	—	928円	—
	438単位	10.7	4,686円	—	3,750円	—	936円	—
初期加算	300単位	10.7	3,210円	0円	2,500円	0円	710円	0円

(※1)
(※2)
(※3)